

第9章 環境影響評価方法書についての知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解

「環境影響評価法」(平成9年6月13日法律第81号、最終改正：令和7年6月20日法律第73号)第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第10条第1項の規定に基づき、令和6年12月17日に環境保全の見地からの大分県知事の意見が提出されました。

方法書についての大分県知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は表9.1-1に示すとおりです。

表 9.1-1 (1) 方法書についての大分県知事からの意見と都市計画決定権者の見解

No.	大分県知事からの意見	都市計画決定権者の見解
1	<p>[総括的事項]</p> <p>中九州横断道路(大分～犬飼)(以下「本事業」という。)は、大分市から豊後大野市までの延長約18kmの道路を整備する事業であり、大分市と熊本市を結ぶとともに、東九州自動車道に接続し広域的な道路ネットワークを形成する重要な路線の一部で、産業・観光・防災等における機能強化を目的に計画されている。</p> <p>環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)において、計画段階環境配慮書で示された3ルート帯から、政策目標や生活環境等の影響の回避、低減の観点から、集落・市街地・浸水想定区域を可能な限り回避する「山側ルート」を選定している。一方、本事業は橋梁構造やトンネル構造が想定されており、水環境及び動植物の生息・生育環境への影響が懸念されるほか、工事期間が長期にわたる場合にあっては、それに伴う生活環境への影響も懸念されるが、本方法書においては、具体的なルートの位置や道路構造、工事計画は明らかにされていない。</p> <p>このため、事業計画の検討に当たっては、ルートの位置等を明確にし、本事業に伴い生ずる環境影響を的確に予測し、最新の文献及び知見に基づいて検討した上で、可能な限り環境への負荷が最小化するような道路線形や構造とするなど、適切な配慮が必要となる。今後、方法書の記載事項はもとより、以下の事項についても十分留意した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえ、環境影響評価準備書を作成すること。また、調査地域及び調査地点の設定理由を記載するとともに、調査、予測及び評価の結果をわかりやすく記載すること。</p>	<p>環境影響評価にあたっては、個別事項についても十分留意した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえ、環境影響評価準備書を作成しました。また、調査地域及び調査地点の設定理由を記載するとともに、調査、予測及び評価の結果をわかりやすく記載しました。</p> <p>各環境影響評価項目の調査地域及び調査地点の設定理由、調査、予測及び評価の結果については、第11章(P.11.1-1～P.11.15-43)に記載しました。</p>

表 9.1-1 (2) 方法書についての大分県知事からの意見と都市計画決定権者の見解

No.	大分県知事からの意見	都市計画決定権者の見解
2	<p>[個別的事項]</p> <p>(1) 大気質、騒音、振動、低周波音</p> <p>ア 工事期間が長期にわたると予想されることから、工事の実施に伴う建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）への影響が懸念されるため、必要に応じて調査、予測及び評価の実施を検討すること。</p>	<p>実施区域及びその周辺における大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の最新データでは、現況濃度が環境基準値を大幅に下回っています。</p> <p>そのため、工事の実施に伴う建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の影響については、道路環境影響評価の技術手法を基に、環境影響評価項目として選定していません。</p>
3	<p>イ 事業実施区域の周辺では、道路交通騒音が環境基準を超過している地点があることから、工事の実施に伴う車両の運行については、集中回避策等を検討した上で予測及び評価を行うこと。</p>	<p>工事の実施に伴う車両の運行については、集中回避策等を踏まえた適切な工事計画を検討した上で予測及び評価を行いました。工事の実施に伴う車両の運行に係る大気質、騒音及び振動の予測及び評価結果については、第11章(P. 11. 1-30～41、P. 11. 2-22～33、P. 11. 3-20～31)に記載しました。</p>
4	<p>ウ トンネル工事の実施において、発破作業が想定される場合は、騒音、振動、低周波音について、必要に応じて調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>トンネル工事においては、地質状況や地盤特性などの調査により施工方法を決定します。</p> <p>本事業はトンネル構造が想定されることから、事業実施段階で地質状況等の調査を行い、発破工法を採用する場合には、環境影響を検討した上で、適切な火薬量の設定や防音扉の設置等の環境保全措置を実施することにより、発破作業に伴う影響の低減に努めます。</p>
5	<p>エ 自動車の走行に伴う騒音については、当該道路だけでなく、周辺道路の計画交通量等を含めて調査、予測を行い、評価の結果、周辺の騒音環境が現状より悪化することのないよう検討すること。</p> <p>また、低周波音については、遠方への伝播等を考慮して適切な調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>自動車の走行に伴う騒音については、当該道路だけでなく、周辺道路の計画交通量等を含めて調査、予測及び評価を行いました。</p> <p>予測の結果、環境基準を超過する場合には必要に応じて環境保全措置を検討しました。自動車の走行に伴う騒音の調査、予測及び評価結果については、第11章(P. 11. 2-1～6、P. 11. 2-34～99)に記載しました。</p> <p>また、低周波音についても、遠方への伝播等を考慮して適切に調査、予測及び評価を行いました。自動車の走行に伴う低周波音の調査、予測及び評価結果については、第11章(P. 11. 4-1～12)に記載しました。</p>

表 9.1-1 (3) 方法書についての大分県知事意見と都市計画決定権者の見解

No.	大分県知事からの意見	都市計画決定権者の見解
6	<p>(2) 水環境</p> <p>ア 工事の実施に伴う公共用水域への濁水の影響については、切土盛土工、工事施工ヤード、工事用道路、水底の掘削等の規模や場所を可能な限り具体的に示し、各工種の濁水対策を明確にしたうえで予測及び評価を行うこと。</p>	<p>土工の工事にあたっては、工事の実施により発生する濁水を河川等の公共用水域に直接流さないよう、必要に応じて仮排水溝、沈砂池、濁水処理施設を設置して施工します。</p> <p>また、河川内橋脚の設置にあたっては、仮締切工法による直接流水に接しない施工を行うとともに、汚濁防止膜を設置することにより、濁水の発生及び拡散に留意して施工します。</p> <p>工事の実施に伴う公共用水域への濁水の影響の予測及び評価結果については、第 11 章 (P. 11. 5-8~15) に記載しました。</p>
7	<p>イ 本事業はトンネル構造が想定されることから、道路の存在による地下水への影響が懸念されるため、工事前後及び工事期間中の地下水のモニタリング調査を実施すること。</p>	<p>本事業はトンネル構造が想定されることから、道路の存在による地下水への影響について、適切に調査、予測及び評価を行いました。</p> <p>また、工事前後及び工事期間中の地下水のモニタリング調査は、事業実施段階において、関係機関と協議のうえ、調査を実施します。</p> <p>地下水の調査、予測及び評価結果については、第 11 章 (P. 11. 6-1~27) に記載しました。</p>
8	<p>(3) 土壌に係る環境その他の環境</p> <p>事業実施区域及びその周辺には、住宅や保全対象施設があることから、具体的なルート の位置及び道路構造の検討にあたっては、日照障害による影響が極力少なくなるよう配慮すること。</p>	<p>事業実施区域及びその周辺には、住宅や保全対象施設があることから、具体的なルート の位置及び道路構造の検討にあたっては、日照障害による影響が極力少なくなるよう配慮しました。</p>
9	<p>(4) 動物、植物、生態系</p> <p>ア 事業実施区域及びその周辺には多くの小河川や池沼等が存在しており、工事によって水生生物等への影響が考えられることから、小河川や池沼等の水域においては、必要に応じて地元の専門家に調査地点等の聞き取りを行い、適切な現地調査により生物相を把握したうえで調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>事業実施区域及びその周辺には多くの小河川や池沼等が存在しており、工事によって水生生物等への影響が考えられることから、小河川や池沼等の水域においては、地元の専門家に調査地点等の聞き取りを行った上で、適切に現地調査、予測及び評価を行いました。</p> <p>水生生物等の調査地点、予測及び評価結果については、第 11 章 (P. 11. 9-1~P. 11. 9-190) に記載しました。</p>
10	<p>イ 方法書において、動物、生態系の調査を行う範囲を「事業実施区域及びその端部から 250m程度を目安」と一律に設定しているが、移動能力の高い種や、河川下流域に生息する種で事業の影響が及ぶと予測されるものについては、必要に応じて、該当種ごとに調査範囲の設定を検討すること。</p>	<p>動物、生態系の調査を行う範囲については、移動能力の高い種や、河川下流域に生息する種で事業の影響が及ぶと予測されるものについては、必要に応じて、専門家の助言を得ながら該当種ごとに調査範囲を検討しました。</p> <p>動物及び生態系の調査範囲については、第 11 章 (P. 11. 9-1~49) に記載しました。</p>

表 9.1-1 (4) 方法書についての大分県知事意見と都市計画決定権者の見解

No.	大分県知事からの意見	都市計画決定権者の見解
11	<p>(5) 景観 ア 事業実施区域及びその周辺には、主要な眺望点や景観資源が複数存在することから、具体的なルートの位置及び道路構造の検討にあたっては、主要な眺望点や景観資源への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>事業実施区域及びその周辺には、主要な眺望点や景観資源が複数存在することから、具体的なルートの位置及び道路構造の検討にあたっては、主要な眺望点や景観資源への影響を回避又は極力低減しました。</p>
12	<p>イ 調査、予測及び評価にあたっては、景観への影響が予測される直近集落等からの眺望景観や、大分市景観計画における重要地区である「戸次本町地区」等の景観資源からの眺望景観についても調査を行い、必要に応じてフォトモンタージュ法等による評価を行うこと。</p>	<p>調査、予測及び評価にあたっては、景観への影響が予測される直近集落等からの眺望景観や、大分市景観計画における重要地区である「戸次本町地区」等の景観資源からの眺望景観についても調査を行い、フォトモンタージュ法等による予測及び評価を行いました。景観の調査、予測及び評価結果については、第11章(P.11.12-1~27)に記載しました。</p>
13	<p>(6) 人と自然との触れ合いの活動の場 吉野梅園については、季節によって利用状況が異なることから、工事の実施に伴う資材及び機械の運搬に用いる車両等の影響が最小となるよう工事計画を調整すること。</p>	<p>吉野梅園については、季節によって利用状況が異なることから、事業実施段階において適切な工事計画を検討します。</p>
14	<p>(7) 廃棄物等 工事の実施に伴う廃棄物及び残土について、発生量を的確に予測し、発生の抑制や再利用等に努めること。</p>	<p>工事の実施に伴う廃棄物及び残土について、発生量を予測し、発生の抑制や再利用等に努めます。廃棄物の予測結果については、第11章(P.11.14-1~6)に記載しました。</p>
15	<p>(8) 文化財 大分県教育委員会及び関係市教育委員会と事前協議を行い、必要に応じて文化財の調査等について可能な限り協力すること。</p>	<p>事業実施段階において、大分県教育委員会及び関係市教育委員会と事前協議を行い、必要に応じて文化財の調査等について可能な限り協力します。</p>
16	<p>(9) その他 ア 事業実施区域に隣接する地域で、大分都市広域圏6市の廃棄物を広域処理する新環境センター整備事業が進捗していることから、必要に応じて事業者と情報共有するなどして、当該整備事業と本事業による複合的影響について検討し、適切な調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>新環境センター整備事業は、本事業実施段階において工事が完了する見込みです。そのため、新環境センター整備事業と本事業の工事による複合的影響は生じないと考えられます。 また、新環境センターの供用による大気質への影響は最大でも窒素酸化物で0.001ppm程度、浮遊粒子状物質で0.001mg/m³未満と予測されており、本事業による大気質影響との複合影響を考慮しても環境基準を達成すると予測されます。</p>

表 9.1-1 (5) 方法書についての大分県知事意見と都市計画決定権者の見解

No.	大分県知事からの意見	都市計画決定権者の見解
17	<p>イ 事業計画の検討に当たっては、供用後の自動車の走行による温室効果ガスの排出が可能な限り最小化されるような道路線形及び構造となるよう努めること。また、事業の実施にあたっては、温室効果ガスの排出量を最小限にとどめるよう最善の利用可能な技術や機器の導入を検討するなど、地球温暖化の防止に努めること。</p>	<p>事業計画の検討に当たっては、供用後の自動車の走行による温室効果ガスの排出が可能な限り最小化されるような道路線形及び構造となるよう努めました。また、事業実施段階においては、温室効果ガスの排出量を最小限にとどめるよう利用可能な技術や機器の導入を検討するなど、地球温暖化の防止に努めます。</p>